

(2022 R4 4A 23日 切
ハコメの意見)

[件名] 狩猟鳥獣の指定及び狩猟鳥獣の捕獲規則等の見直し(案)に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

[氏名] ○○○○○

[郵便番号・住所] 〒000-0000 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

[電話番号] 000-0000-0000

[意見]

1 該当箇所

1. 狩猟鳥獣の指定の変更について(鳥獣の保護及び管理に関する法律施行規則第3条関係)

【現行】別表第二 狩猟鳥獣(第三条関係)

科名	種名
ねこ科	ノネコ(フェリス・カトウス)

2. 意見内容

1. の ねこ科 ノネコ(フェリス・カトウス)を、削除・指定の解除

3. 理由(1)

ノネコの種名は昭和24年に当時の林野庁があらたに付した名称であり、動物学上は種名も学名も無いことを理由とします。

根拠、出典 / 動物虐待等に関する対応ガイドライン 令和4年3月環境省発行 118頁
ノネコについて(照会)及び「ノネコについて(照会)」に対する回答通知、より下記に一部抜粋し、該当頁のコピーを添付。

●「ノネコ」と「家ネコ」とは動物学上は同一の「ネコ」で「ノネコ」と称する別種類のものがあるのではない。

●「ノネコ」の名称は(割愛)規則改正(昭和24年10月)の際新たに付した名称である。

// 理由(2)

猫は食肉目ネコ科ネコ属イエネコ(*Felis silvestris casus*)であり、昭和48年の動物保護法(略称)現・動物愛護法(同)の愛護動物です。鳥獣保護法(略称)よりも新しい動物愛護法(同)の運用や執行について、互いの法で猫を対象にすると、合理的な整合性がなく、狩猟鳥獣と愛護動物の両方になり、法の執行官である行政と国民に大きな混乱が生じ続けている。

根拠、出典 / 動物虐待等に関する対応ガイドライン 令和4年3月環境省発行 17頁

① 一号動物 より下記に一部抜粋し、該当頁のコピーを添付。

●犬、猫とノイヌ、ノネコを明確に判別することは難しく、市街地や村落以外の山野で発見された犬、猫であっても、その行動圏に人が居住等している場合は、原則として愛護動物の犬、猫として考えるべきである。

以上